

平成23年4月1日
東海農政局

東海農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関認定制度と支援機関の認定について

平成17年4月1日に施工された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、発注関係事務を適切に実施するため、「国及び都道府県は、発注者を支援するために、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の教育、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

これに基づき、東海農政局管内農業農村整備事業工事等に係る品質確保対策協議会（以下、「品質確保対策東海地方協議会」という。）では、平成18年度に発注関係事務を適切かつ公正に行うために、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を創設しております。

本制度は、農業農村整備事業工事の発注に当たって、発注者支援を行う機関として品質確保対策東海地方協議会が公募し認定する制度で、認定された機関が、東海農政局管内の発注者の要請に基づき、農業農村整備事業工事の発注関係事務を適切に支援することにより、発注者の責務を果たすことを目指しています。

この度、本制度に基づき公募を行い、平成23年4月1日に下記の機関を「東海農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関」として認定しました。

今後、発注関係事務の適切かつ公正な実施のため、認定された各機関の活用が期待されます。

記

【認定された東海農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関】

1. 岐阜県土地改良事業団体連合会
2. 愛知県土地改良事業団体連合会
3. 三重県土地改良事業団体連合会
4. 財団法人 愛知・豊川用水振興協会
5. 社団法人 地域資源循環技術センター